

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1083 号（諮問第 1742 号）

件名：要保護児童の処遇等に関する検証委員会議事録等の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求  
平成 30 年 12 月 19 日及び令和元年 6 月 13 日
- 2 原処分  
平成 31 年 2 月 1 日、同年 3 月 7 日及び令和元年 12 月 23 日（一部開示決定）  
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。
- 3 審査請求  
平成 31 年 2 月 21 日、同年 3 月 12 日及び令和 2 年 1 月 24 日
- 4 諮問  
令和 5 年 5 月 16 日
- 5 答申  
令和 5 年 11 月 29 日
- 6 審査会の結論  
知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、本件行政文書のうち別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）及び分類 2 は、児童・障害者相談センターが一時保護した児童が

自殺した事案（以下「検証対象事案」という。）における処遇等につき、事実の把握及び発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討する、要保護児童の処遇等に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）の資料及び議事録である。

分類3は行政文書開示請求を行った者との面談記録である。分類4は文書件名簿である。分類5は自己情報一部開示決定に対する審査請求について、愛知県個人情報保護審議会の意見を求めるために行った諮問に関する文書である。分類6は一部開示決定通知書等である。分類7は開示決定等の期限までの期間を延長する旨を通知した文書である。分類8及び分類14は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項により作成された弁明書である。分類9は審査請求書である。分類10は行政文書開示請求書又は自己情報開示請求書である。分類11は愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第46条第3項に基づき、実施機関が作成し愛知県個人情報保護審議会に提出した資料である。分類12は審査請求書に記載される審査請求の趣旨及び理由につき、審査請求人に釈明を求めた文書である。分類13は審査請求書を補正する内容であることを証明する文書である。

実施機関は、別表2の1欄に掲げる部分を同表の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号、第3号イ、第5号及び第6号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が条例第7条第2号、第3号イ、第5号及び第6号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類

1 には検証対象事案の具体的な審議の内容が、分類 2 には個人の氏名、生年月日、家族の状況、その他特定の個人を識別できる部分、個人の心身の状況が分かる部分、手紙、検証対象事案の具体的な審議の内容、相談内容、通告理由及び処遇意見が、分類 3 及び分類 5 から分類 7 までには個人名が、分類 8 には個人名、市町村名及び個人の権利利益を害するおそれのある内容が、分類 9 には住所、個人名、市町村名、個人の権利利益を害するおそれのある内容、郵便番号、施設名、印影、郵便局名、法人名、電話でのやり取り、内容証明郵便の証明番号、内容証明郵便の受付通番、郵便物お問い合わせ番号、電話番号、機関名、年齢、国籍に関する情報、市町村長名、遺児手当資格取消し通知書の証書番号、児童扶養手当資格取消通知書の証書番号、警察署名、事案名、発生場所、通報場所、個人の診療に関する情報、診療明細書、入院治療計画書、納入誓約書、診療費等請求書、親子健康手帳、お母さん・赤ちゃんの訪問について及び出生登録証明書が、分類 10 には個人名、郵便番号、住所、電話番号、運転免許証番号、戸籍謄本発行番号、印影及び市町村名が、分類 11 には審議対象事案の具体的な審議の内容が、分類 12 には個人名及び個人の権利利益を害するおそれのある内容が、分類 13 には個人名及び印影が、分類 14 には文書番号の一部、市町村名、市町村長名、印影、個人名、児童扶養手当現況届、児童扶養手当支給停止通知書の認定番号、住所、機関名、電話番号及び F A X 番号が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、分類 8 及び分類 9 において不開示とした個人の氏名には公務員の氏名が含まれているが、当該部分が公になった場合、審査請求人の住所地が判明することから、同号ただし書ハには該当しない。

そのほか、これらの情報は同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

- イ 実施機関によれば、分類4に記載されている法人名及び施設名は、被措置児童に対する虐待が発生した施設名及び当該施設を運営する法人名であり、これらの情報は、当該施設及び法人の社会的価値の低下を招くおそれのある情報であることから、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの不開示部分を公にすることとなれば、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第5号該当性について

- ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第5号該当性について、以下検討する。

- イ 実施機関によれば、分類1及び分類2に記載されている、検証委員会における検証対象事案の具体的な審議の内容は、検証対象事案の事実の把握及び発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討する検証委員会の審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの不開示部分を公にす

ることとなれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第5号に該当する。

(7) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類1及び分類2には検証対象事案の具体的な審議の内容に係る部分、相談内容、通告理由及び処遇意見が記載されており、これらの情報は、要保護児童の処遇等に関する検証委員会設置要領により非公開とされている検証の手続の一環において、非公開とすることを前提に提出又は作成された文書又は議事録であるとのことである。仮に不開示とした検証対象事案の具体的な審議の内容等を公にすることとなれば、今後の同種の検証において、検証事案の関係者及び検証委員会委員は、開示される場合があることを意識し、検証に必要な調査に対する協力並びに率直な意見交換及び意思決定を控えるおそれがあり、その結果、検証委員会において、これらの文書を基にした十分な事実の把握、発生原因の分析及び必要な再発防止策の検討が行われなくなるなど、検証委員会の検証に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、実施機関によれば、分類11には審議対象事案の具体的な審議の内容に係る部分が記載されており、この情報は、愛知県個人情報保護条例により非公開とされている調査審議の手続の一環において作成された文書であって、非公開とすることを前提に愛知県個人情報保護審議会から提出を求められたものであるとのことである。仮に不開示とした審議対象事案の具体的な審議の内容を公にすることとなれば、今後の当該審議会の調査審議において、実施機関は開示される場合があることを意識し、調査審議に必要な文書の提出を控えるおそれがあり、その結果、当該審議会において、この資料を基にした十分な調査審議が行われなくなるなど、当該審議会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の

主張するとおりの内容が記載されており、これらの不開示部分を公にすることとなれば、検証委員会の検証に関する事務及び愛知県個人情報保護審議会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第6号に該当する。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 児童家庭課に対する開示請求 自殺した少年に関する会議に提出された文書、議事録 (別紙記事に関するもの)	分類 1	・第 1 回要保護児童の処遇等に関する検証委員会議事録	平成 31 年 2 月 1 日付け 30 児第 1318 号	平成 31 年 2 月 21 日
	分類 2	・平成 30 年度第 1 回要保護児童の処遇等に関する検証委員会 資料ほか		
	分類 1	・第 2 回要保護児童の処遇等に関する検証委員会議事録 ほか	平成 31 年 3 月 7 日付け 30 児第 1459 号	平成 31 年 3 月 12 日
請求 2 児童家庭課に対する開示請求 ・開示請求人との面談記録 ・総合文書管理システムへ登録した行政文書の文書名 ・公権力行使に対する不服申立事案一式(結審していないもの))	分類 3	・面談記録	令和元年 12 月 23 日付け 31 児第 1419 号	令和 2 年 1 月 24 日
	分類 4	・文書件名簿		
	分類 5	・自己情報一部開示決定に係る審査について(諮問)(30 児第 938 号) ほか		
	分類 6	・自己情報一部開示決定通知書(29 児第 1-5 号) ほか		
	分類 7	・決定期間特例通知書(30 児第 1242 号)		
	分類 8	・弁明書(30 児第 925 号) ほか		
	分類 9	・審査請求書(平成 30 年 3 月 19 日付) ほか		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
	分類 10	・自己情報開示請求書 (平成 29 年 11 月 1 日 付①) ほか		
	分類 11	・第 181 回愛知県個人情報保護審議会提出資料		
	分類 12	・審査請求書に対する 釈明要求について (30 児第 1075 号)		
	分類 13	・証明書 (平成 30 年 11 月 7 日付)		
	分類 14	・弁明書の提出について (平成 30 年 12 月 12 日)		

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事録のうち検証対象事案の具体的な審議の内容に係る部分</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第 7 条第 5 号に該当 要保護児童の処遇等に関する検証委員会の審議、検討及び調査に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 要保護児童の処遇等に関する検証委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同委員会の検証に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の氏名、生年月日、家族の状況、その他特定の個人を識別できる部分</li> <li>・ 個人の心身の状況が分かる部分</li> <li>・ 手紙</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議のうち、検証対象事案の具体的な審議の内容に係る部分</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第 7 条第 5 号に該当 要保護児童の処遇等に関する検証委員会の審議、検討及び調査に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 要保護児童の処遇等に関する検証委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同委員会

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談内容</li> <li>・ 通告理由及び処遇意見</li> </ul>	<p>の検証に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号に該当 要保護児童の処遇等に関する検証委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同委員会の検証に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類3及び分類5から分類7まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人名</li> </ul> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>
分類4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人名</li> <li>・ 施設名</li> </ul> <p>条例第7条第3号イに該当 法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人名</li> <li>・ 市町村名</li> <li>・ 個人の権利利益を害するおそれのある内容</li> </ul> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p style="text-align: center;">分類 9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・個人名</li> <li>・市町村名</li> <li>・個人の権利利益を害するおそれのある内容</li> <li>・郵便番号</li> <li>・施設名</li> <li>・印影</li> <li>・郵便局名</li> <li>・法人名</li> <li>・2018（平成30）年7月27日電話でのやり取り（CD-R）</li> <li>・内容証明郵便の証明番号</li> <li>・内容証明郵便の受付通番</li> <li>・郵便物お問い合わせ番号</li> <li>・電話番号</li> <li>・機関名</li> <li>・年齢</li> <li>・国籍に関する情報</li> <li>・市町村長名</li> <li>・遺児手当資格取消し通知書の証書番号</li> <li>・児童扶養手当資格取消通知書の証書番号</li> <li>・警察署名</li> <li>・事案名</li> <li>・発生場所</li> <li>・通報場所</li> <li>・個人の診療に関する情報</li> </ul>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療明細書</li> <li>・ 入院治療計画書</li> <li>・ 納入誓約書</li> <li>・ 診療費等請求書</li> <li>・ 親子健康手帳</li> <li>・ お母さん・赤ちゃんの訪問について</li> <li>・ 出生登録証明書</li> </ul>	
分類 10 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人名</li> <li>・ 郵便番号</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 電話番号</li> <li>・ 運転免許証番号</li> <li>・ 戸籍謄本発行番号</li> <li>・ 印影</li> <li>・ 市町村名</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
分類 11 <p>・ 審議対象事案の具体的な審議の内容に係る部分</p>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第 7 条第 6 号に該当 愛知県個人情報保護審議会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同審議会の審議に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
分類 12 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人名</li> <li>・ 個人の権利利益を害するおそれのある内容</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 13 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人名</li> <li>・ 印影</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 14 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書番号の一部</li> <li>・ 市町村名</li> <li>・ 市町村長名</li> <li>・ 印影</li> <li>・ 個人名</li> <li>・ 児童扶養手当現況届（平成 30 年度）</li> <li>・ 児童扶養手当支給停止通知書の認定番号</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 機関名</li> <li>・ 電話番号</li> <li>・ F A X 番号</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため